第６章　　災　害　応　急　対　策　計　画

第１節　自衛防災組織及び広域共同防災組織の活動の基準

特定事業者又は広域共同防災組織を構成する特定事業所の代表者は、自衛防災組織及び広域共同防災組織の行う災害防止及び災害防御活動が迅速かつ的確に行われるよう、その活動の具体的な基準を定めておくものとする。

活動基準の内容は、おおむね次のとおりである。

第１　自衛防災組織の活動の基準

（１）　防災施設・資機材等の点検整備に関すること。
（２）　災害発生現場における緊急応急措置に関すること。
（３）　事業所内における非常通報に関すること。
（４）　消防機関、関係事業所及び隣接事業所に対する非常通報に関すること。
（５）　地域住民に対する災害広報に関すること。
（６）　防災要員等の動員に関すること。
（７）　防災資機材等の調達に関すること。
（８）　従業員等の避難誘導に関すること。
（９）　消火等災害防御活動に関すること。
（10）　危険区域の設定に関すること。
（11）　消防機関その他応援隊等の災害応援活動の受入に関すること。
（12）　他の事業所に対する災害応援活動に関すること。
（13）　負傷者等の救出、救護に関すること。
（14）　事業所内の警戒警備及び交通等の秩序の確保に関すること。
（15）　その他防災活動上必要な事項

第２　広域共同防災組織の活動の基準

（１）　大容量泡放射システムの点検整備に関すること。
（２）　防災要員の動員に関すること。
（３）　防災資機材等の調達に関すること。
（４）　自衛防災組織との連絡、調整に関すること。
（５）　大容量泡放射システムの輸送に関すること。
（６）　その他防災活動上必要な事項

第２節　災害防御活動

防災関係機関及び特定事業者は、災害の拡大防止及び早期鎮圧を図るため、災害の種類、態様等に応じた有効・適切な災害防御方法等を十分検討しておくものとする。

第１　防御活動の分担

（１）　陸上における防御活動は、主として消防機関及び特定事業所の自衛防災組織等が

担任し、防御活動の実施に当たっては、消防機関の指示に基づいて組織的、統一的な防御活動を実施するものとする。

（２）　海上における防御活動は、主として海上保安部及び特定事業所の自衛防災組織等が担任し、防御活動の実施に当たっては、海上保安部の指示に基づいて組織的、統一的な防御活動を実施するものとする。

（３）　岸壁（ふ頭、桟橋）にけい留された船舶の防御活動は、主として消防機関及び特定事業所の自衛防災組織等が担任し、海上保安部は、これに協力するものとする。

（４）　その他の防災関係機関は、消防機関及び海上保安部等と緊密な連絡をとり、その業務に関し防御活動を実施するものとする。

第２　防御活動の基本的事項

災害の種類に応じた防御活動の基本的事項は、次のとおりである。

１　火災爆発（石油類の場合）

（１）　負傷者等の救出救助
（２）　石油類の種類、性質、数量等の把握確認
（３）　施設の運転停止
（４）　警戒区域の設定
（５）　固定消火設備及び冷却散水設備の作動
（６）　消防隊の進入路、配置部署の選定
（７）　化学消防車、消防車等による泡放射及び冷却放水
（８）　消防車等による隣接施設への冷却放水
（９）　ボイルオーバー現象等から消防隊員の安全確保
（10）　石油類等の流出、拡散防止
（11）　泡消火剤の必要量の把握と不足量の調達

２　流出油

（１）　油の種類、性質、流出量及び残存量等の把握確認
（２）　破損箇所の応急修理
（３）　防油（止）堤の点検補強
（４）　排水系統の閉鎖
（５）　警戒区域の設定
（６）　バキューム車、専用ポンプ等による回収
（７）　タンク内の残油の抜き取り又は他のタンクへの移送
（８）　拡散区域の把握及び必要資機材の不足量の調達
（９）　流出油の引火防止
（10）　オイルフェンスの展張による拡散防止
（11）　油回収船、回収資機材等による回収
（12）　油処理剤による乳化分散処理
（13）　付近船舶の安全確保

３　海上火災

（１）　油の種類、性質、流出量等の把握確認

（２）　関連施設の運転停止

（３）　警戒区域の設定

（４）　化学消防車、消防艇等による燃焼面の消火及び拡大防止

（５）　付近船舶の安全確保

４　劇物の漏洩

（１）漏洩物質の種類、性質、量等の把握確認

（２）保護具等の着用

（３）漏洩箇所の応急修理

（４）警戒区域の設定

（５）拡散防止措置

（６）回収資機材等による回収（少量の場合は中和剤による）

５　風水害

（１）　津波又は高潮の場合

ア　操業の制限又は中止

イ　船舶の荷役作業の中止及び安全海域への避難

ウ　事業所内への海水の浸入防止及び浮遊するおそれのある物件の除去又は固定

エ　危険物等の施設、設備及び保安防災施設等の点検

オ　荷役桟橋及び桟橋上の配管の損壊防止

（２）　強風又は波浪の場合

ア　事業所内の火気使用の制限

イ　飛散するおそれのある物件の除去又は固定

ウ　船舶の荷役作業の中止及び安全海域への避難

エ　荷役桟橋及び桟橋上の配管の損壊防止

オ　事業所内への海水の浸入防止

カ　危険物等の施設、設備及び保安防災施設等の点検

（３）　大雨の場合

ア　土砂崩壊の防止

イ　土砂崩壊等により破損等のおそれのある危険物施設等の操業の中止

ウ　危険物等の施設、設備及び保安防災施設等の点検

６　地震災害

各事業所がそれぞれ定める「地震時行動基準」に基づき、早期に非常体制を確立し、次の応急活動を実施する。

（１）　自衛防災体制の確立

地震が発生した場合は、通報連絡又は自らの覚知により非常参集し、地震の程度に応じて、自衛非常災害対策本部を設置するなど所要の体制を整える。

（２）　事業所内被害状況等の把握

緊急安全点検等を実施することにより、事業所の被害状況を早期に把握する。

（３）　応急活動の実施

二次災害等の発生及び拡大防止のため、必要な応急活動を実施する。

【基本的事項】

①　事業所内の火気使用の制限又は禁止

②　操業の制限又は中止

③　危険物等の施設、設備及び保安防災施設等の点検

④　消防自動車等の防災資機材の点検

⑤　事業所内通路の応急啓開

（４）　情報の収集･報告等

地震時には、被害の概要及び点検結果等必要な情報を素早く所轄消防署への報告を行うとともに必要に応じ、関係機関等へ災害の発生を通報する。

（５）　災害広報

災害の発生を地域住民等に広報する。

第３節　防災資機材等の調達・輸送対策

防災関係機関及び特定事業者は、大規模な災害が発生した場合において、応急対策の実施に必要な防災資機材等が不足する等の事態に備え、あらかじめこれら防災資機材等の調達先、調達可能数量及び輸送方法等を定めておくものとする。

第１　防災資機材等の調達

防災資機材等の調達は、調達を必要とする防災関係機関及び特定事業者がそれぞれ調達するものとし、個々の機関において調達することが困難な場合は、防災本部に調達のあっせんを要請するものとする。

調達の対象となる防災資機材等及び調達先は、おおむね次のとおりである。

※直径３４ｍ以上の浮き屋根式屋外タンク貯蔵所が全面火災となった場合、もしくは全面火災となる恐れのある場合は、西中国・北部九州地区広域共同防災協議会より大容量泡放射システムを調達するものとする。

１　調達対象防災資機材等

消火薬剤、油処理剤、油吸着材、油回収装置、オイルフェンス、大容量泡放射システム、化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船、作業船等

２　調達先

他の特別防災区域の特定事業者、西中国・北部九州地区広域共同防災協議会、消防機関、販売業者、製造業者等

第２　防災資機材等の輸送

調達に係る防災資機材等の輸送に必要な輸送力は、原則として、防災資機材等の調達

を必要とする防災関係機関及び特定事業者において確保するものとし、個々の機関において確保できない場合は、防災本部に協力確保の要請をするものとする。

防災本部は、次に掲げる機関の協力を得て、所要輸送力を確保するとともに、要員等についてあっせんするものとする。

輸送区分	協　　力　　機　　関
自動車輸送	中国運輸局、陸上自衛隊第１３旅団、その他関係機関
鉄 道 輸 送	中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社広島支社
船 舶 輸 送	中国運輸局、第六管区海上保安本部、海上自衛隊呉地方総監部、その他関係機関
航空機輸送	第六管区海上保安本部、陸上自衛隊第１３旅団、海上自衛隊呉地方総監部、 広島県警察本部

第３　大容量泡放射システムの輸送

直径３４ｍ以上の浮き屋根式屋外タンク貯蔵所が全面火災となった場合、もしくは全面火災となる恐れのある場合は、西中国・北部九州地区広域共同防災組織により、大容量泡放射システム（以下「システム」という。）の輸送が行われるときは、次により、迅速かつ円滑なシステムの輸送体制を確保するものとする。

１　システムの輸送に関する連絡等

（１）　輸送車両の確保

タンクの全面火災が発生、もしくは全面火災となる恐れのある特定事業所（以下「発災事業所」という。）は、配備事業所と調整し、システムの輸送に必要な車両等を調達する。

（２）　防災本部等の措置

ア　防災本部は、システムの輸送の連絡を受けたときは、別表１に基づき、システムの輸送に必要な連絡調整を行うとともに、これを統括する。

イ　システムの輸送に関する連絡を受けた関係機関は、別表２に基づき、直ちに所要の活動を実施する。

ウ　システムの輸送に関する連絡先及び連絡を実施すべき者は、次による。

要件	連絡先	連絡すべき者
輸送車両を調達するとき（山口県）	（一社）山口県トラック協会 住所　山口市宝町２番８４号 電話　083-922-0978 FAX　083-925-8070	出光興産㈱徳山事業所
システムの輸送を要請するとき	出光興産㈱徳山事業所 住所　山口県周南市新宮町１番１号 電話（平日）0834-21-7071 （休日夜間）0834-21-1108 FAX（昼夜）0834-21-4305	（県内）発災事業所
	広島県危機管理監消防保安課 住所　広島市中区基町１０－５２ 電話　082-513-2791 FAX　082-227-2122 ※執務時間外は危機管理連絡員が対応する。	

要件	連絡先	連絡すべき者
システムの輸送を要請するとき	山口県総務部消防保安課 住所　山口県山口市滝町１－１ 電話　083-933-2374 FAX　083-933-2408	広島県危機管理監消防保安課
システムの輸送が行われるとき	中国四国管区警察局総務監察・広域調整部 住所　広島市中区上八丁堀６番３０号 （執務時間内） 082-228-6411（代表） 災害対策官（内線 5860） （執務時間外） 当直　082-228-6412	広島県危機管理監消防保安課 ※山口県警及び広島県警の調整は、中国四国管区警察局を通じて行う。
	広島県警察本部警備部危機管理課 住所　広島市中区基町９番４２号 電話　082-228-0110（代表）	
道路の陥没・亀裂等があったとき	中国地方整備局広島国道事務所管理第一課 住所　広島市南区東雲二丁目１３－２８ 電話　082-281-4147 FAX　082-282-3197	広島県危機管理監消防保安課 ※他県の通行障害の連絡は、それぞれの防災本部を通じて行う。
	広島県西部建設事務所維持第一課 住所　広島市南区比治山本町１６－１２ 電話　082-250-8151 FAX　082-255-3010 ※執務時間外は警備員が対応。	
	広島県西部建設事務所呉支所維持課 住所　呉市西中央１丁目３－２５ 電話　0823-22-5400 FAX　0823-21-6928 ※執務時間外は警備員が対応。	
	広島市南区役所建設部第二管理係 住所　広島市南区皆実町一丁目 5 番 44 号 電話　082-250-8957 FAX　082-252-7179 ※１　執務時間外は警備員が対応。 ※２　広島市道路管理課道路交通局道路管理課に一報入れる。 電話　082-504-2348 FAX　082-504-2379	
	呉市土木課 住所　呉市中央四丁目１番６号 電話　0823-25-3590 FAX　0823-25-0347 ※執務時間外は警備員が対応。	
道路の通行制限の有無の確認が必要なとき（高速道路を除く。）	中国地方整備局広島国道事務所管理第一課 住所　広島市南区東雲二丁目１３－２８ 電話　082-281-4147 FAX　082-282-3197	広島県危機管理監消防保安課 ※他県の通行障害の連絡は、それぞれの防災本部を通じて行う。

要件	連絡先	連絡すべき者
道路の通行制限の有無の確認が必要なとき（高速道路を除く。）	広島県西部建設事務所維持第一課 住所　広島市南区比治山本町１６－１２ 電話　082-250-8151 FAX　082-255-3010 ※執務時間外は警備員が対応。	広島県危機管理監消防保安課 ※他県の通行障害の連絡は、それぞれの防災本部を通じて行う。
	広島県西部建設事務所呉支所維持課 住所　呉市西中央１丁目３－２５ 電話　0823-22-5400 FAX　0823-21-6928 ※執務時間外は警備員が対応。	
	広島県警察本部警備部危機管理課 住所　広島市中区基町９番４２号 電話　082－228－0110（代表）	
高速道路の通行制限の有無の確認が必要なとき	西日本高速道路㈱中国支社 住所　広島市安佐南区緑井２－２６－１ （平日：9 時～17 時 20 分） 交通グループ 電話　082－831－1912 FAX　082－879－2355 （土・日曜日、祝日及び上記以外の時間帯） NEXCO 西日本お客様センター 電話　0120－924－863（フリーダイヤル） 06－6876－9031（有料）	広島県危機管理監消防保安課 ※他県の通行障害の連絡は、それぞれの防災本部を通じて行う。
	広島県警察本部警備部危機管理課 住所　広島市中区基町９番４２号 電話　082－228－0110	

2　システムの輸送経路

システムを輸送する際の経路（配備事業所→発災事業所）は、西中国・北部九州地区広域共同防災規程に定める輸送計画による。

3　輸送計画の調整

特定事業所は、石災法第１９条の２第４項の規定に基づき西中国・北部九州地区広域共同防災規程を届け出るとき、又は、当該届出に定める輸送計画を変更しようとするときは、当該輸送計画について、あらかじめ防災本部と調整すること。

別表１　システム輸送時の連絡系統図

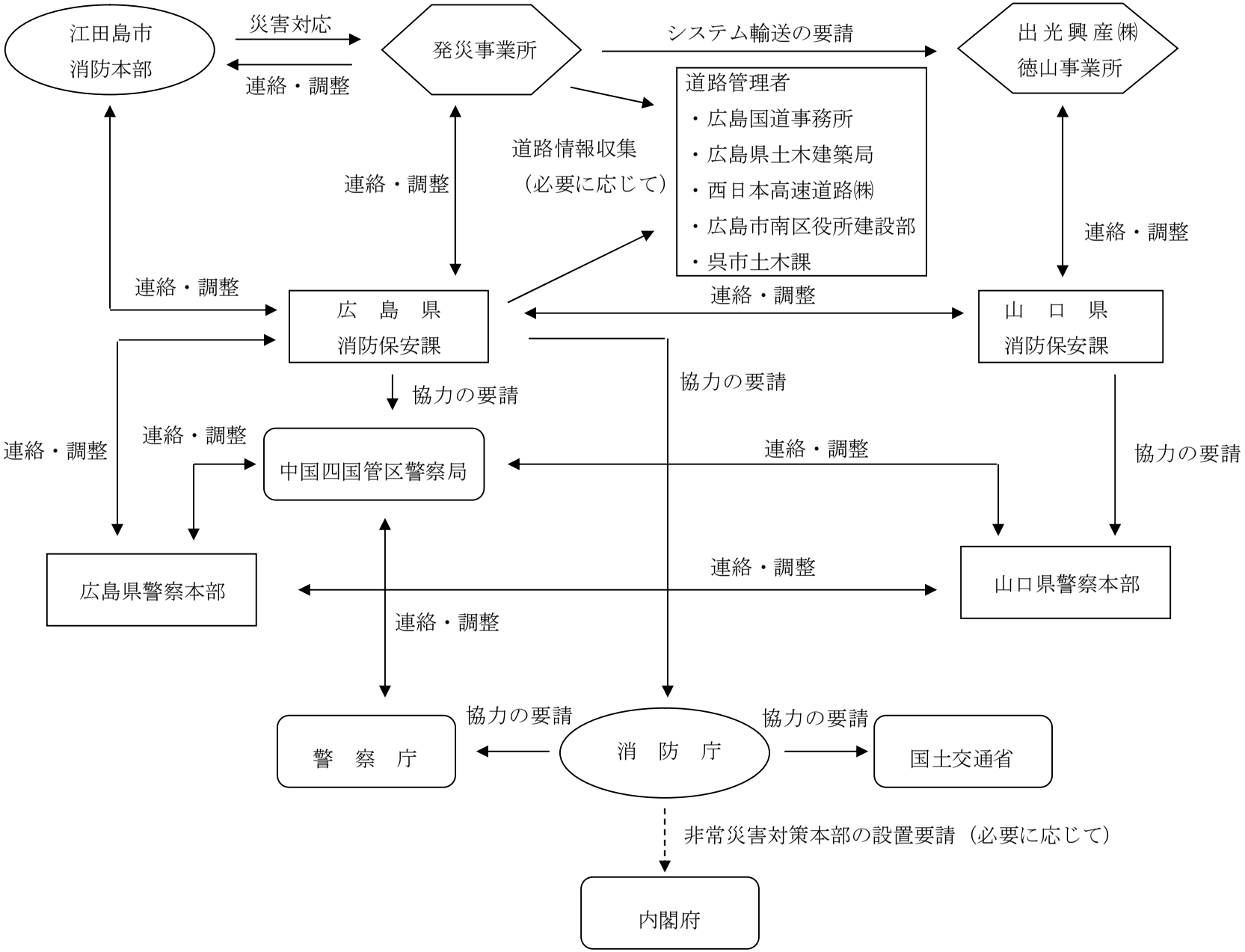

別表２　関係機関の協力が望まれる事項

	特定事業者	広島県（発災県）	山口県（配備県）	中国四国管区警察局	広島県警察	道路管理者（注１）
災害の発生（システムの輸送に向けての対応）	・出光興産㈱徳山事業所へシステムの輸送の要請 ・広島県消防保安課へ連絡 ・江田島市消防本部へ連絡 ・道路管理者から道路情報の収集 ・輸送ルートの決定・連絡	・山口県総務部消防保安課へ連絡 ・中国四国管区警察局へ協力要請 ・広島県警察へ連絡調整 ・道路管理者へ連絡調整 ・消防庁特殊災害室へ連絡	・山口県警察へ連絡調整 ・道路管理者へ連絡調整	広島県警察と山口県警察との連絡調整	・中国四国管区警察局との連絡調整 ・山口県警察との連絡調整	路上工事、事故等の通行規制及び渋滞等に関する問い合わせへの回答（輸送ルート決定のための情報提供）
出発（配備事業所）における対応	・輸送車両、クレーン等の調達 ・輸送車両の統制・待機場所の確保 ・必要資機材の積載車両の確認 ・輸送連絡要員及び連絡通信設備の確保 ・一団である旨の輸送車両への掲示 ・連絡用無線機の輸送車両への配布					
市街地における対応	・橋梁・トンネルにおける車両制限の適合性の確保	道路の通行制限等の情報収集及び情報提供	道路の通行制限等の情報提供	広島県警察と山口県警察との連絡調整	・警察用自動車による先導、状況に応じて交差点における交通整理、現場での交通規制その他の状況に応じて必要と認められる措置 ・交通規制等の情報提供	路上工事、事故等の通行規制及び渋滞等に関する問い合わせへの回答（広島県国道事務所、広島県土木建築局、呉市土木課）
高速道路等における対応	橋梁・トンネルにおける車両制限の適合性の確保	道路の通行制限等の情報収集及び情報提供	道路の通行制限等の情報提供	広島県警察と山口県警察との連絡調整	・警察用自動車による先導、状況に応じて出入口における交通規制その他の状況に応じて必要と認められる措置	路上工事、事故等の通行規制及び渋滞等に関する問い合わせへの回答（西日本高速道路㈱中国支社）
到着（発災事業所）における対応	・クレーン等の手配 ・輸送車両の統制・待機場所の確保 ・必要資機材の積載車両の確認 ・資材設置の指示	山口県防災本部へ連絡				
予期せぬ事態（注２）における対応	・陸路以外の輸送手段確保の検討・調整	・陸路以外の輸送手段の確保に向けた調整 ・関係機関との調整				

注１　道路管理者とは、「広島国道事務所」、「広島県土木建築局」、「西日本高速道路㈱中国支社」、「広島市南区役所建設部」、「呉市土木課」のことである。

注２　「予期せぬ事態」とは、橋梁等の倒壊による通行不能など、陸路による輸送が不可能となった事態、又は概ね８時間以内の輸送が不可能と判断された状態をいう。

第４節　避難対策及び警戒区域の設定

関係市長は、災害の種類、態様に応じ、必要な避難措置を迅速かつ的確に実施し、又は警戒区域を設定し、地域住民の生命、身体の安全確保を図るものとする。

第１　避難対策

１　実施責任者

（１）　江田島市長

江田島市長は、災害の種類、態様等により、特に必要があると認めるときは、住民の生命及び身体を保護するため、避難の勧告又は指示をするものとする。

なお、自ら避難の指示ができない場合は、警察官又は海上保安官に避難の指示を要求するものとする。

（２）　警察官

警察官は、江田島市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は江田島市長から要求があったときは、避難の指示をするものとする。

（３）　海上保安官

海上保安官は、海上において人命を保護する必要があるとき、又は江田島市長から要求があったときは、船舶乗組員、旅客、沿岸住民等に対し避難の指示をするものとする。

（４）　自衛官

災害派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り避難の指示をするものとする。

（５）　特定事業者

特定事業者は、従業員等の生命及び身体を保護するために必要と認めるときは、自主的に避難の指示をするものとする。

２　避難場所の選定

江田島市長は、想定される災害の種類、態様等を考慮して、安全な場所をあらかじめ避難場所として選定するとともに、その避難場所及び経路を関係住民に周知徹底しておくものとする。

３　避難の事前措置

江田島市長は、次の事項について他の避難実施責任機関とあらかじめ協議、確認しておくものとする。

（１）　避難場所及び経路
（２）　避難方法
（３）　避難経路標識の設置場所
（４）　誘導員の動員及び配置
（５）　その他必要な事項

4　避難の勧告、指示

避難の実施責任者は、避難の勧告、指示をする場合は、特に次の事項に留意し、避難の円滑な実施を図るものとする。

（1）　避難場所及び避難経路の明示

（2）　誘導員の配置

（3）　放送設備、広報車、口頭伝達等による周知徹底

5　避難の勧告、指示の内容

避難の実施責任者は、避難の勧告、指示をする場合は、関係住民に対し、次の事項について周知徹底するものとする。

（1）　避難を要する理由

（2）　避難場所及び経路

（3）　避難に際しての注意事項

（4）　その他必要事項

6　避難後の措置

避難の実施責任者は、避難の勧告、指示をしたときは、それぞれ次の措置をとるものとする。

（1）　特定事業者

特定事業者は、従業員等に避難の指示をしたときは、速やかに、その旨を江田島市長に通知するものとする。

（2）　警察官、海上保安官

警察官又は海上保安官は、自ら又は江田島市長の要求に基づいて避難の指示をしたときは、速やかに、その旨を江田島市長に通知するものとする。

（3）　江田島市長

江田島市長は、自ら避難の勧告、指示をし、又は警察官、海上保安官から避難の指示をした旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を知事（危機管理監）に報告するものとする。

第２　警戒区域の設定

1　実施責任者

（1）　江田島市長

江田島市長は、災害の種類、態様等に応じて、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

なお、自らその措置をとることが困難な場合は、警察官又は海上保安官に要求するものとする。

【消防機関の措置】

消防機関は、人命又は財産の保護若しくは消防活動の円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、火災警戒区域又は消防警戒区域を設定し、当該区域内に

おける火気の使用の禁止、応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域からの退去、当該区域への出入りの禁止又は制限をするものとする。

なお、自らその措置をとることが困難な場合は、警察官に要求するものとする。

（２）　警察官及び海上保安官

警察官及び海上保安官は、江田島市長が、自ら警戒区域の設定が実施できないとき、又は江田島市長から警戒区域の設定の要請があった場合には、江田島市長の職権を行うものとし、事後、直ちに、その旨を江田島市長に通知するものとする。

２　警戒区域を設定する場合の留意事項

警戒区域の設定は、次の事項に留意して行うものとする。

（１）　警戒区域は、ロープ等により区域を明示して設定すること。

（２）　警戒区域を設定したときは、直ちに当該地域の住民等に対し、その旨を放送設備、広報車、口頭伝達等により周知徹底するとこと。

（３）　必要な警戒要員を配置し、警戒、警備を実施すること。

第５節　救助・救急対策

特別防災区域及び周辺海域に係る災害が発生した場合には、その特殊性から災害発生と同時に多数のり災者が発生するおそれがあるため、江田島市長が中心となり、県警察本部、海上保安部、自衛隊等の救助関係機関の緊密な連携のもとに、り災者の救助・救急活動を実施するものとする。

第１　特定事業者の措置

（１）　災害の種類、態様等に応じた救助･救急計画を作成しておくものとする。

（２）　救出用資機材、救急医薬品、器材、救急車両等の救助・救急活動に必要な資機材等を整備しておくものとする。

（３）　救助・救急隊を編成し、緊急時の出動体制を確立しておくものとする。

（４）　り災者が発生した場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、救助・救急隊を出動させ、消防機関の到着後はその指揮を受け、協力して救助・救急活動を実施するものとする。

第２　消防機関の措置

（１）　災害の種類、態様に応じた救助・救急計画を作成しておくものとする。

（２）　り災者についての通報を受けた場合は、直ちに救助・救急隊を災害現場に出動させ、特定事業所等の責任者と緊密な連絡をとり、救助・救急活動を実施するものとする。

（３）　多数のり災者が発生し、当該消防機関で対応できないときは、直ちに相互応援協定締結市町村に対し、応援を要請するものとする。

第３　県警察本部及び海上保安部の措置

消防機関との緊密な連携のもとに、り災者の救出・救助活動を実施するものとする。

第６節　医療救護対策

江田島市、県、日本赤十字社広島県支部、一般社団法人広島県医師会、災害拠点病院・協力病院その他の医療機関は、災害時において多数の傷病者が発生し、応急医療を実施する必要が生じた場合には、相互に協力して迅速かつ適切な救護措置をとるものとする。

第１　江田島市の措置

（１）　管内の医療機関の応急医療能力を常時把握しておくものとする。

（２）　傷病者に対する医療を迅速、適切に実施するため、原則として傷病者は、管内の医療機関に搬送するものとする。

（３）　傷病者の受入れ医療機関等と緊密な連絡をとり、支障のないよう必要な措置を講じるものとする。

（４）　管内の医療機関による医療が不足する場合には、県に対して応急医療の確保のための応援要請をするものとする。

（５）　多数の傷病者が発生した場合には、災害の種類、態様等を考慮し、必要に応じて現地に仮設救護所を設置するものとする。

第２　県の措置

江田島市長の要請を受け、応急医療の必要を認めるときは、県立病院等の医師その他の職員により救護班を編成して現地に派遣し、必要な救護活動を実施するとともに、日本赤十字社広島県支部又は一般社団法人広島県医師会若しくは、災害拠点病院・協力病院その他の医療機関に対し、応急医療の実施を要請するものとする。

また、災害の急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の出動を要請する。

第３　日本赤十字社広島県支部の措置

県の要請に基づき、所轄病院の医師その他の職員をもって編成する救護班を現地に派遣し、必要な救護活動を実施するものとする。

第４　一般社団法人広島県医師会の措置

県の要請に基づき、一般社団法人広島県医師会の会員たる医師その他の職員をもって編成する救護班を現地に派遣し、必要な救護活動を実施するものとする。

第７節　警備・交通対策

県警察又は海上保安部は、災害時において、災害地における人心の安定と交通秩序の維持を図るため、陸上又は海上における災害警備及び交通対策を実施するものとする。

第１　警備対策

１　陸上警備対策

県警察は、関係町と緊密な連絡をとり、災害の種類、態様に応じた警備体制を整え、次の措置をとるものとする。

（１）　災害現地における雑踏整理
（２）　警戒区域設定後の立入禁止等の措置
（３）　避難実施後の無人住宅地域の警戒
（４）　犯罪の予防、取締り

２　海上警備対策

所轄海上保安部は、災害の種類、態様に応じた海上警備体制を整え、警戒区域の設定、立入禁止等の必要な措置をとるものとする。

第２　交通対策

１　陸上交通対策

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、災害対策基本法に基づく通行の禁止等、必要な交通規制を迅速・的確に行うほか、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

（１）　県公安委員会が、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認め区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した場合においては、緊急通行車両等に対する迅速な確認事務を実施するとともに、緊急交通路を確保するものとする。
（２）　緊急通行車両等に対する標章及び証明書の交付事務については、公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署）又は県（県民活動課）において行うものとする。

２　海上交通対策

所轄海上保安部は、交通海上の安全を図り、二次的災害の発生を防止するため、必要に応じ、次の措置をとるものとする。

（１）　船舶交通の整理及び制限等の措置
（２）　船舶の避難又は誘導等の措置
（３）　その他船舶の安全確保のための措置

第８節　通信確保対策

防災関係機関及び特定事業者は、災害時において通信が途絶し、又は混乱した場合は、次により通信連絡を確保し、情報連絡の円滑な実施を図るものとする。

第１　公衆電気通信設備の優先利用

１　加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめ西日本電信電話株式会社に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかに西日本電信電話株式会社に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

区　　分	申込みダイヤル番号	応　答　先
非常時優先電話	「１１６」	１１６センター

２　非常電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、西日本電信電話株式会社に非常電報の申込みを行うものとする。

区　　分	申込みダイヤル番号	応　答　先
非常電報	「１１５」	電報サービスセンター

３　特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する無料電話をいう。

要　請　先	応　答　先
０８２－５１１－１３７７	西日本電信電話㈱中国支店 設備部災害対策室

４　臨時電話（有償）の申込み

３０日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

区　　分	申込みダイヤル番号	応　答　先
臨時電話等	「１１６」	１１６センター

５　臨時携帯電話（有償）の申込み先（ＮＴＴドコモ）

臨時携帯電話の申し込み先	電　話　番　号
ドコモモバイルレンタルセンター	０１２０－６８０－１００

第２　専用電話、有線電気通信設備の利用

加入電話の利用ができない場合には、他の機関が設置又は管理する有線通信施設を利用するものとし、利用手続等については、他の機関とあらかじめ協議しておくものとする。

第３　無線施設の利用

１　非常無線通信の利用

有線通信施設の利用ができない場合には、中国地方非常無線通信協議会を中心とする関係機関の設置又は管理する無線施設を利用するものとする。

２　防災相互通信用無線局の整備

災害時において、統一的かつ円滑な防災活動を実施するため、防災関係機関及び特定事業者は、防災相互通信用無線局の整備に努めるものとする。

第４　被災電気通信施設の応急復旧

西日本電信電話株式会社中国支店は、電気通信施設が被災した場合には、速やかに、復旧に努めるものとする。この場合の具体的な実施方法は西日本電信電話株式会社の「災害等対策規程」等によるものとする。

第９節　電力応急対策

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、災害時において電力施設に被害を受けた場合には、電力施設の保護及び被災地に対する需要電力の供給を確保するため両社の「防災業務計画」に基づき、次の事項に留意し、応急復旧を実施するものとする。

（１）　災害時における電力施設の保護及び被害電力施設の早期復旧
（２）　感電傷害事故防止の措置及び広報
（３）　災害現場及び周辺の治安維持等に必要な応急電力の確保
（４）　災害応急措置の実施のために支障となる電気工作物の措置
（５）　その他必要な事項

第10節　応援要請

関係機関及び特定事業者は、大規模な災害が発生した場合において災害対策に万全を期するため、特に必要があると認めるときは、次により応援を要請するものとする。

第１　要請者

（１）　他の特別防災区域の特定事業者等に対する応援要請
　　災害発生特定事業所に係る特定事業者
（２）　相互応援協定締結市町村以外の市町村に対する応援要請
　　災害発生市長
（３）　都道府県に対する応援要請
　　知事
（４）　国の地方行政機関（特定地方行政機関を除く。）、公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に対する応援要請
　　知事又は災害発生市長
（５）　緊急消防援助隊に対する応援要請
　　知事

第２　要請の内容

応援要請は、次の事項を明らかにして、文書、口頭又は電話等により行うものとする。

（１）　災害の状況及び応援を要請する理由
（２）　応援を必要とする資機材等の品名及び数量
（３）　応援を必要とする職種別人員
（４）　応援を必要とする期間
（５）　応援を必要とする場所
（６）　応援を必要とする活動内容
（７）　その他必要な事項

第３　防災本部長への報告

応援要請を行った機関の長は、応援要請先及び要請の内容を速やかに防災本部長へ報告するものとする。

第11節　自衛隊の災害派遣要請

災害が発生した場合において、地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、特に必要があると認められるときは、自衛隊法第 83 条に基づき自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

第１　災害派遣要請権者

知　事

第２　災害派遣要請の基準

災害が発生した場合において、防災関係機関及び特定事業所の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合、その他特に必要があると認められる場合に行うものとする。

第３　災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

（１）　被害状況の把握及び通報
（２）　遭難者等の捜索・救助
（３）　消防
（４）　水防
（５）　人員及び救援物資の緊急輸送
（６）　道路及び水路の啓開
（７）　応急の医療、救護、防疫
（８）　給食、給水及び入浴支援
（９）　救援物資の無償貸付又は譲与
(10)　危険物の保安及び除去
(11)　その他必要な支援

第４　災害派遣要請の手続

（１）　災害派遣要請権者は、関係市長等（以下「災害派遣請求者」という。）から自衛隊の災害派遣の要請があった場合において、その必要があると認めるときは、速やかに自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。

（２）　災害派遣要請は、自衛隊法施行令第 106 条に規定する所要事項を記載した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法をもって行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

【要請先】

ア　陸上自衛隊第１３旅団長（第１３旅団司令部第３部防衛班）

ＴＥＬ　０８２－８２２－３１０１　内線２４１０～２４１２
内線２４４０、２４４１（当直）

イ　海上自衛隊呉地方総監（呉地方総監部防衛部オペレーション）
ＴＥＬ　０８２３－２２－５５１１　内線２８２３
内線２２２２（当直）

ウ　航空自衛隊西部航空方面隊司令官（西部航空方面隊司令部防衛部運用課）
ＴＥＬ　０９２－５８１－４０３１　内線２３４８
内線２２０３（当直）

第５　災害派遣部隊の受入れ体制

災害派遣請求者は、派遣部隊の作業の実施に必要な資機材等の確保、現地における応急対策活動の実施の調整等の受入れ体制を整えておくものとする。

第６　災害派遣部隊の撤収

災害派遣要請権者は、自衛隊による応急対策が終了したとき、又は災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、派遣部隊の長と協議のうえ、撤収を要請するものとする。

第７　災害派遣に要する経費の負担

部隊が派遣された場合、次に掲げる経費は自衛隊において負担するものとし、これらの経費以外の経費はそれぞれ災害派遣請求者において負担する。

（１）　部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行料を除く。）
（２）　隊員の給与
（３）　隊員の食糧費
（４）　その他部隊に直接必要な経費